

情報漏洩事故が止まらない！

「個人情報・企業情報漏洩」油断一瞬/被害甚大

個人情報保護法が2003年5月23日に成立（2005年4月1日より全面施行）してからも、ネット通信会社/信販会社/コンビニエンスストア/旅行会社等にはじまり、つい直近では、サザンオールスターズが所属する大手芸能プロダクションA社では、3万4千件の通信販売利用のクレジットカード情報が漏洩。更に今月6日も大手クレジット会社M社で顧客情報を記録したマイクロフィルムを紛失したとの発表があった。同社内での保管状況の点検を実施したところ判明したという。フィルムには二つのブランドのクレジットカードを合わせて約20万人分の顧客の個人情報が含まれており、口座番号・請求金額・債権額などが記載されていた。

クレジットカードの不正使用に発展する可能性も・・・。

2005年に米国で起きたカード情報処理会社からVISA/Masterなど大手カード会社の顧客情報が流出、日本国内で発行されたカードの不正使用だけでも745件で総額1億円以上の被害が出たように、個人情報漏洩は単なる個人情報管理に対する責任だけにとどまらずクレジットカードの不正使用という二次災害に発展するリスクとなってきた。

●「個人情報保護法」とは

5,000件を超える個人情報を個人情報データベースとして所持し事業に用いている事業者は、個人情報取得事業者とされ、個人情報取扱事業者が主務大臣への報告やそれに伴う改善措置に従わない等の適切な対応を行わなかった場合には、事業者に対して刑事罰が科される。

●「個人情報漏洩」とは

個人情報を保有する者および個人情報に該当する者の意図に反して、第三者へ情報が渡ることをいう。従来、各種の名簿を通じた漏洩が主だったが、近年では個人情報を電子データとして扱うことが多くなり、外部記憶媒体の大容量化と相まって大規模な個人情報の流出が頻繁に起きている。

●個人情報漏洩による「最大推定賠償額」によると

情報漏洩問題に精通した大学教授や弁護士で構成するNPO「日本ネットワークセキュリティ協会」が2004年に考案。

情報漏洩内容	一人当たりの推定賠償額
氏名・住所等の顧客データ	6千円
信販/消費者ローンの貸付残高等の顧客データ	9万円
クレジットカード番号などを含む顧客データ	15万6千円
患者の医療情報などのデータ	30万3千円

(日経ビジネス2005年2月28日より)

企業の情報漏洩対策

上記の個人情報漏洩に万全を期することは勿論だが、企業には守るべき秘密が他にもある。新製品や独自技術など生命線となる情報。現実に狙われ漏洩している。社内の大切な秘密を守ること、それが企業の生き残りに係わる時代になってきている。ある調査会社のデータで「社外秘密情報を無断で持ち出した経験あり」と答えた従業員が50%以上との現実をご存知ですか？⇒「企業の情報漏洩対策【最大の課題は従業員の意識改革】」

事故を如何に未然に防ぐ対策（＝リスクコントロール）を先ずはしっかりと構築し、それでも起こる事故の損失対応として保険手配でリスクファイナンスをしておくことは、損失規模の拡大傾向及び漏洩した内容次第で、企業存続の危機にまで発展するのを防ぐ方策と言っても過言ではないでしょう。

個人情報漏洩に対する保険 「個人情報漏洩保険」

「過失」セキュリティの設定ミス/PCの盗難、紛失/人的ミス

「不正アクセス」内部犯行/ハッカー

「ウィルス」ディスク内/ファイルを自動送信

「故意」従業員、派遣社員/外部業者・・・等で、個人情報漏洩が発覚したら、損害賠償金や弁護士費用だけでなく、被害者・マスコミ・行政等への対応についてのコンサルティングも付帯されている。

「企業機密情報漏洩に対する保険」

上記「個人情報漏洩保険」では、免責となっているのが一般的ですが、免責条項に入っていない保険会社および特約である一定限度額まで補償している保険会社がある。契約前に、保険会社の引受条件や補償内容のチェックをお忘れなく。

【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ solutions@ginsen-risk.com

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-9-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609